

## 【基本診療料】

- ◎情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ◎地域歯科診療支援病院歯科初診料、歯科診療特別対応連携加算、  
歯科外来診療環境体制加算 2
- ◎急性期一般入院料 1
- ◎結核病棟7対1入院基本料
- ◎急性期充実体制加算
- ◎救急医療管理加算
- ◎超急性期脳卒中加算
- ◎診療録管理体制加算 1
- ◎医師事務作業補助体制加算1 (15対1)
- ◎急性期看護補助体制加算 (25対1)
- ◎看護職員夜間配置加算 1 (12対1)
- ◎療養環境加算
- ◎重症者等療養環境特別加算
- ◎無菌治療室管理加算1及び2
- ◎栄養サポートチーム加算
- ◎医療安全対策加算1
- ◎感染対策向上加算1
- ◎患者サポート体制充実加算
- ◎重症患者初期支援充実加算
- ◎報告書管理体制加算
- ◎褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ◎ハイリスク妊娠管理加算
- ◎ハイリスク分娩管理加算
- ◎呼吸ケアチーム加算
- ◎後発医薬品使用体制加算 2
- ◎データ提出加算 2
- ◎入退院支援加算1及び3
- ◎認知症ケア加算 1
- ◎せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◎排尿自立支援加算
- ◎地域医療体制確保加算
- ◎救命救急入院料3
- ◎特定集中治療室管理料 2
- ◎ハイケアユニット入院医療管理料1
- ◎新生児特定集中治療室管理料2
- ◎小児入院医療管理料 2
- ◎緩和ケア病棟入院料 2

## 【特掲診療料】

- ◎心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に既定する遠隔モニタリング加算
- ◎糖尿病合併症管理料
- ◎がん性疼痛緩和指導管理料
- ◎がん患者指導管理料イ、ロ、ハ及びニ
- ◎移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後)
- ◎糖尿病透析予防指導管理料
- ◎乳腺炎重症化予防ケア指導料
- ◎婦人科特定疾患治療管理料
- ◎一般不妊治療管理料
- ◎生殖補助医療管理料 1
- ◎二次性骨折予防継続管理料 1
- ◎院内トリアージ実施料、外来放射線照射診療料及び外来腫瘍化学療法診療料 1
- ◎ニコチン依存症管理料
- ◎療養・就労両立支援指導料の注 3 に既定する相談体制加算
- ◎開放型病院共同指導料
- ◎がん治療連携計画策定料
- ◎外来排尿自立指導料
- ◎ハイリスク妊産婦連携指導料 1
- ◎肝炎インターフェロン治療計画料
- ◎薬剤管理指導料
- ◎医療機器安全管理料 1、2 及び歯科
- ◎歯科治療時医療管理料
- ◎救急搬送診療料の注 4 に既定する重症患者搬送加算
- ◎在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
- ◎在宅酸素療法指導管理料の注 2 に既定する遠隔モニタリング加算
- ◎在宅腫瘍治療電療療法指導管理料
- ◎在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- ◎椎間板内酵素注入療法
- ◎内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- ◎脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ◎脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ◎癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
- ◎緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))
- ◎緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- ◎緑内障手術(濾過再建術(needle法))
- ◎鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◎上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)
- ◎乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- ◎乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ◎胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◎胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◎胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◎食道縫合術(穿孔・損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膈腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ◎経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ◎胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術
- ◎不整脈手術 左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)
- ◎磁気ナビゲーション加算
- ◎経皮的中隔心筋焼灼術
- ◎ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、リードレスペースメーカー
- ◎両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- ◎植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、

- ◎持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ◎遺伝学的検査
- ◎染色体検査の注2に規定する基準
- ◎BRCA1/2遺伝子検査
- ◎がんゲノムプロファイリング検査
- ◎先天性代謝異常症検査
- ◎HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ◎検体検査管理加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)
- ◎遺伝カウンセリング加算、遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ◎心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ◎時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ◎胎児心エコー法
- ◎ヘッドアップティルト試験
- ◎脳波検査判断料1
- ◎神経学的検査
- ◎小児食物アレルギー負荷検査
- ◎内服・点滴誘発試験
- ◎前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
- ◎CT透視下気管支鏡検査加算
- ◎口腔細菌定量検査
- ◎画像診断管理加算1及び2
- ◎ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- ◎CT撮影及びMRI撮影、冠動脈CT撮影加算、外傷性全身CT加算
- ◎心臓MRI撮影加算、乳房MRI撮影加算、小児鎮静下MRI撮影加算
- ◎抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ◎外来化学療法加算1
- ◎無菌製剤処理料
- ◎心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◎脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◎運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◎呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◎がん患者リハビリテーション料
- ◎歯科口腔リハビリテーション料2
- ◎人工腎臓、導入期加算1、透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ◎CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ◎センチネルリンパ節加算(皮膚悪性腫瘍切除術)
- ◎緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ◎骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- 植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術
- ◎両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
- ◎大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ◎腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- ◎腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))
- ◎腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))
- ◎腹腔鏡下胃全摘術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))
- ◎バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ◎腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ◎胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- ◎腹腔鏡下肝切除術
- ◎腹腔鏡下膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ◎早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ◎腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ◎腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ◎腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ◎精巣内精子採取術
- ◎腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◎腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ◎体外式模型人工肺管理料
- ◎医科点数表第2章第10部手術の通則16、19に掲げる手術
- ◎輸血管理料Ⅰ、輸血適正使用加算
- ◎自己クリオプレシビテート作製術(用手法)、同種クリオプレシビテート作製術
- ◎人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ◎歯周組織再生誘導手術
- ◎広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ◎麻酔管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)
- ◎放射線治療専任加算及び外来放射線治療加算
- ◎高エネルギー放射線治療、一回線量増加加算、強度変調放射線治療及び画像誘導放射線治療
- ◎体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療及び定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ◎病理診断管理加算2及び悪性腫瘍病理組織標本加算
- ◎口腔病理診断管理加算2
- ◎クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◎入院時食事療養費(Ⅰ)

【先進医療】

- ◎タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養